

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(税 務 課) 三七八七
(治 山 課) 三三八七

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件
入会林野整備計画の認可
国土調査の指定
宅地建物取引業者の事務所不確知

(商 業 流 通 課) 三三八八
(森 林 整 備 課) 三三八八
(都 市 政 策 課) 三三八八
(建 築 指 導 課) 三三八九

告 示

岐阜県告示第四百八十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十三年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
川出 茂夫	川出 茂夫	羽島郡岐南町上印食九丁目九五番地	平成二三・七・三一

岐阜県告示第四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡上市大和町剣字昆沙門洞二一七七の一

第 二 千 二 百 八 十 号

平 成 二 十 三 年 九 月 六 日

(火 曜 日)

公 示

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年九月六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年八月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社平和堂

三 建物の名称及び所在地

アル・プラザ鶴見

大垣市鶴見町字上渡瀬六四一番地の二外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社平和堂東海 代表取締役 夏原平和 外四〇者
(変更後) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原平和 外三二者

入会林野整備計画の認可

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定により、次の入会林野整備組合の整備計画を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

組 合 名	事 務 所 の 所 在 地	認 可 年 月 日
クツレ入会林野整備組合	下呂市小川一〇〇〇番地一	平成三三・八・二九

国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、平成二十三年九月六日に次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十三年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
本築市	本築市七五三及び根尾高尾の一部	平成二三・九・六から 平成二四・三・三一まで

宅地建物取引業者の事務所不確知

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり公示する。

なお、この公示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十三年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 商号又は名称 有限会社サンセン土地
- 二 事務所所在地 羽島市福寿町平方三丁目二番地
- 三 代表者氏名 代表取締役 服部 輝子
- 四 免許証番号 岐阜県知事（一一）第九三二号

平成二十三年九月六日発行

発行者
所

岐阜県庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター